

令和3年	委 託 設 計 書			
業 務 名	西明寺遺跡発掘調査業務委託			
履 行 場 所	伊賀市 西明寺 地内			
設 計 金 額	¥			
委 託 期 間	契約締結の日から令和4年1月31日まで		設 計 令和3年6月	
			設 計	検 算
業 務 の 大 要			業 種	業種コード
西明寺遺跡発掘調査 現地発掘作業(外業) 2か月 室内整理作業(内業) 1か月			委託価格	
			¥	
			税(官積)	
			¥	

伊 賀 市

設計内訳書（発掘調査）

用途	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
	西明寺遺跡発掘調査業務						
	本調査費						
	直接調査費						
	埋蔵文化財発掘調査		1	式			
	発掘作業（外業）		1	式			
	発掘作業		1	式			内訳明細書（1）
	調査記録作業		1	式			内訳明細書（2）
	仮設工		1	式			内訳明細書（3）
	出土遺物整理及び調査記録整理（内業）		1	式			
	出土遺物整理及び調査記		1	式			内訳明細書（4）
	間接調査費						
	共通仮設費		1	式			
	共通仮設費（率計上額）		1	式			
	共通仮設費	現場事務所	1	式			内訳明細書（5）
	純調査費		1	式			
	現場管理費		1	式			
	調査原価		1	式			
	一般管理費等		1	式			
	調査価格		1	式			

西明寺遺跡発掘調査業務委託

仕 様 書

第1章 総 則

第1条（適 用）

本仕様書は、西明寺遺跡発掘調査業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものである。

第2条（法令及び規定の準用）

本業務では、委託者・受託者は次の関係法規及び事項を遵守しなければならない。

- (1) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- (2) 文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）
- (3) 文化庁文化財部記念物課発行
『発掘調査のてびき—集落遺跡発掘編—』（2010 年）
- (4) 伊賀市会計規則（平成 16 年伊賀市規則第 74 号）
- (5) その他関連計画、法令等

第3条（作業体制）

本業務を履行するにあたって、伊賀市（以下「委託者」という。）と受託者は、次の技術者を選任するものとする。ただし、発掘調査員と発掘調査補助員は兼任できない。

(1) 調査員

委託者の調査職員の指示・監督を直接受け、本業務の履行に関する管理・統括を行う者を「調査員」といい、調査員は、経験・能力に加え、次の能力を有する者とする。

- ・ 調査補助員や発掘作業員への指示を迅速かつ的確に行うことができる。
- ・ 適切な安全対策を講じることができる。
- ・ 現在までの受託者における正社員歴が継続して3年以上ある。
- ・ 発掘調査を実施するのに十分な能力と経験を有し、発掘調査の現場の作業を掌握して発掘調査の全工程を適切に進行させることができるとともに、発掘調査報告書を適切に作成できる能力と経験を有する。（具体的には、大学（4年制）もしくは大学院において考古学・文化財学等を専攻（修了）した後3年以上の発掘調査経験があり、発掘調査報告書の執筆及び編集を主体となって実施した経験を有するか、これと同程度（発掘調査経験年数では5年以上）の経験・能力を有する者をいう。）
- ・ 受託者の正職員で、本業務の業務場所に常駐し、直接受託者の指示・監督を行う者をいい、次の経験と能力を有する者でなければならないものとする。
- ・ 遺構や出土遺物の記録（土層分層・計測・図化・写真撮影）作業を、迅速かつ的確に行うことができる。

- ・発掘調査の趣旨や本業務の調査対象である遺跡・遺構の構造・内容等を正しく理解している。

(2) 調査補助員

本業務の履行に関する調査員を補助し、調査に必要な業務を行う者を「調査員補助員」という。調査補助員は、次の能力を有する者とする。

- ・遺構や出土遺物の記録（土層分層・計測・図化・写真撮影）作業を、迅速かつ的確に行うことができる。
- ・発掘調査の趣旨や本業務の調査対象である遺跡・遺構の構造・内容等を正しく理解している。

(3) 発掘作業員

本業務の実施のため受託者が雇用した者で、調査員の指示を受けて、遺構掘削などの発掘作業を行う者をいい、発掘作業に誠実かつ熱意を持って携わる者であることとする。

(4) 調査員の選任

受託者は、本業務の実施にあたり、調査員、調査補助員の計2名を選任し業務場所に常駐させるものとする。

2 調査員は、本業務の履行期間中は他の者と交替してはならない。

3 受託者は、本業務着手前に、調査員選任通知書とともに、調査員の経歴書及び健康保険被保険者証写しを委託者に提出し、委託者の承認を得るものとする。

4 受託者は、調査員・調査補助員2名のほか、必要に応じて調査員を増員することができることとし、あらかじめ、前項の規定による手続きを行うものとする。

5 前項の場合、増員に要する経費は受託者の負担とする。

(5) 作業主任者の選任

受託者は、本業務の実施にあたり、足場組立及び不整地運搬車運転の作業主任者（以下、「作業主任者」という。）を選任し、業務場所に常駐させるものとする。

2 受託者は、作業主任者選任通知書とともに、資格所有を証する書面写しを委託者に提出し、委託者の確認を得るものとする。その者を変更したときも、同様とする。

3 作業主任者は、受託者の調査員（調査補助員）あるいは発掘作業員が兼ねることができるものとし、別の者を充てた場合の経費は受託者の負担とする。

(6) 発掘作業詳細工程表等

受託者は、本業務着手前に、委託者の示した発掘作業工程表に基づき、業務場所の状況等を勘案して業務実施計画書（受託者の組織図及び緊急連絡体制を含む。）及び発掘作業詳細工程表を作成し、委託者に提出し、その承認を得るものとする。

2 受託者は、本業務の進捗を発掘作業詳細工程表により管理し、その実績を発掘調査日誌、調査業務報告（作業進捗状況報告）に記録することとする。

3 受託者は、発掘作業詳細工程表、発掘調査日誌及び調査業務報告（作業進捗状況報告）を、委託者が常時閲覧できるよう調査事務所に常置しておくこととする。

(7) 発掘作業員

受託者は、本業務着手前に、本業務の履行に必要な十分な人数の発掘作業員を雇用し、発掘作業員名簿を委託者に提出することとする。

- 2 発掘作業員が増減した場合は、その都度、前項の規定による手続きを行うこととする。
- 3 受託者は、発掘作業員の賃金日額及び通勤交通費を、委託者の実施する他の発掘調査の実情を勘案して設定するものとする。

(8) 資器材の準備等

受託者は、本業務着手前に、調査に必要な資器材を含め本業務の履行に必要な資器材を、受託者の負担により準備し、業務場所に備えなければならない。

- 2 受託者は、本業務履行期間中に、資器材の不足や修繕が必要となったときは、直ちに対応しなければならない。

(9) 資料の保管

本業務の実施により収集・作成された資料（図版、写真、発掘調査日誌、台帳類及びその他の記録物）については、本業務履行期間中は受託者の責任において、適切に管理・保管しなければならない。また出土遺物については受託者とその保管方法について協議の上適切に保管に努めるものとする。

- 2 本業務の実施により収集・作成された資料（写真・図面及びその他の記録物）については、許可なく他に利用してはならない。

第4条（疑 義）

本業務の実施にあたり、関係法令及び本仕様書に定めのない事項等に疑義が生じた場合は、委託者と受託者とで協議の上、作業が円滑に遂行されるよう努めなければならない。

第5条（関係書類の貸与）

委託者は、受託者が本業務を遂行するにあたって必要な資料について、可能な範囲において提供するものとする。なお業務完了後は、受託者は速やかにこれを返却するものとする。

第6条（土地の立入り）

受託者が作業の実施にあたり、第三者の土地に立ち入ろうとするときは、予め委託者と協議の上、関係者と緊密な連絡を取るなどして、本業務の円滑な遂行に期さなければならない。

第7条（守秘義務）

本業務において委託者が貸与した資料及び調査等によって知り得た内容は、作業期間だけでなく、それ以後であっても、受託者は、みだりに他人に提供してはならない。また、秘密の遺漏のないように厳重に管理しなければならない。

第8条（報 告）

受託者は、作業の進捗状況等を随時報告するとともに、問題点の円滑な解決に向けて委託者と緊密に連絡を取るものとする。

第9条（完 了）

受託者は本業務完了時に、完了届、納品書及び成果品を提出し、委託者の検査を受けなければならない。

第10条（損害賠償）

本業務によって生じた損害賠償及びその他問題が、受託者の責任において処理するものとし、これに係る費用は全て受託者の負担とする。なお、本業務によって生じた損害が、市の指示に従ったことによるもの、その他市の責任に基づくものと認められる場合はこの限りではない。

第2章 業務概要

第11条（期 間）

契約締結の日から令和4年1月31日（内業含む）まで

第12条（対象地域）

業務の対象地域は、三重県伊賀市西明寺3216-1番地のうち別添調査範囲図で図示した面積480㎡について本発掘調査する。

第13条（業務の内容）

（1）調査の目的

西明寺遺跡は上野市街地東南東の低丘陵に位置し、当遺跡範囲内の東西に史跡伊賀国分寺跡・史跡長楽山廃寺跡が所在する。事業地の周辺における発掘調査では、伊賀国分寺跡に関連すると思われる遺構が検出され、当該期の土師器や須恵器、瓦片が出土している。

西明寺遺跡地内に含まれる斎場建設予定地において、令和3年4月15日に範囲確認調査を実施し、地下の状況を確認したところ遺構・遺物が認められた。斎場建設に伴い遺構・遺物を現状保存することが困難であり、埋蔵文化財を記録保存する必要があるため、本発掘調査を実施する。

（2）調査内容（主な作業）

1 事前測量

- ・測量基準点の設置
- ・発掘前の地形測量
- ・発掘区、グリッドの設定（調査杭設置は調査と並行）
- ・調査前調査区空撮（ドローン等ラジコンヘリによる撮影可）

2 現地発掘調査作業

- ・樹木伐採作業
- ・表土掘削（重機による）
- ・包含層掘削（人力）
- ・遺構検出・掘削（人力）
- ・掘削土移動（ベルトコンベアーによる）
- ・調査区清掃（全景写真時）

3 調査記録（調査区別）

- ・調査区全体測量
- ・遺構掘削時記録作業（遺構平面、遺構断面、遺物出土状況、写真撮影）
- ・調査区全景写真（全景写真時のローリングタワーの設置（3段まで）1回）

○写真については『発掘調査のてびき』に従い、その機材と同等のデジタルカメラの使用をするものとする。

4 埋戻し作業（敷き均しまで・重機による）

5 調査区養生（ブルーシートなどによる養生）

6 降雨後等調査区及び遺構の水抜き作業（必要時）水中ポンプ使用

7 出土遺物整理作業及び調査記録整理作業

出土遺物整理作業は以下の通りとする。

- ・洗浄・注記・接合（必要に応じて）
- ・復元（石膏による・必要に応じて）
- ・実測（必要なもの、調査員の判断による）
- ・観察表作成
- ・トレース
- ・写真撮影（出土遺物）
- ・遺物整理作業（コンテナ収納作業等）

調査記録整理作業の主な作業は以下の通りとする。

- ・図面（遺構、遺物）版組作成
- ・写真（遺構、遺物）版組作成

出土遺物整理作業及び調査記録整理作業の場所については受託者が決定する。

第14条（その他）

①その他業務に必要な機材については以下のとおりとする。

- ・仮設トイレ（汲み取り）人数に應じる。
- ・現地事務所
- ・現地作業用発電機

②現地説明会は実施しない。

③ローリングタワーを用いての写真撮影は実施しない。

第15条（成果品）

受託者は、本業務を完了したときは、（1）～（2）に示した成果品を委託者に提出しなければならない。

（1）調査記録

①発掘調査日誌

②発掘調査業務報告

③図面類 デジタルデータ（DXF形式及びAI形式）にて納品各一部

- ・遺構図（出土遺物状況）1/50、1/100、1/200
- ・遺構平面図1/50、1/100、1/200
- ・等高線図1/50、1/100、1/200

- 測量成果簿（A4製本版）
- 遺物実測図面（1/2、1/4、1/10の中から必要に応じて選択するものとする）

④写真類

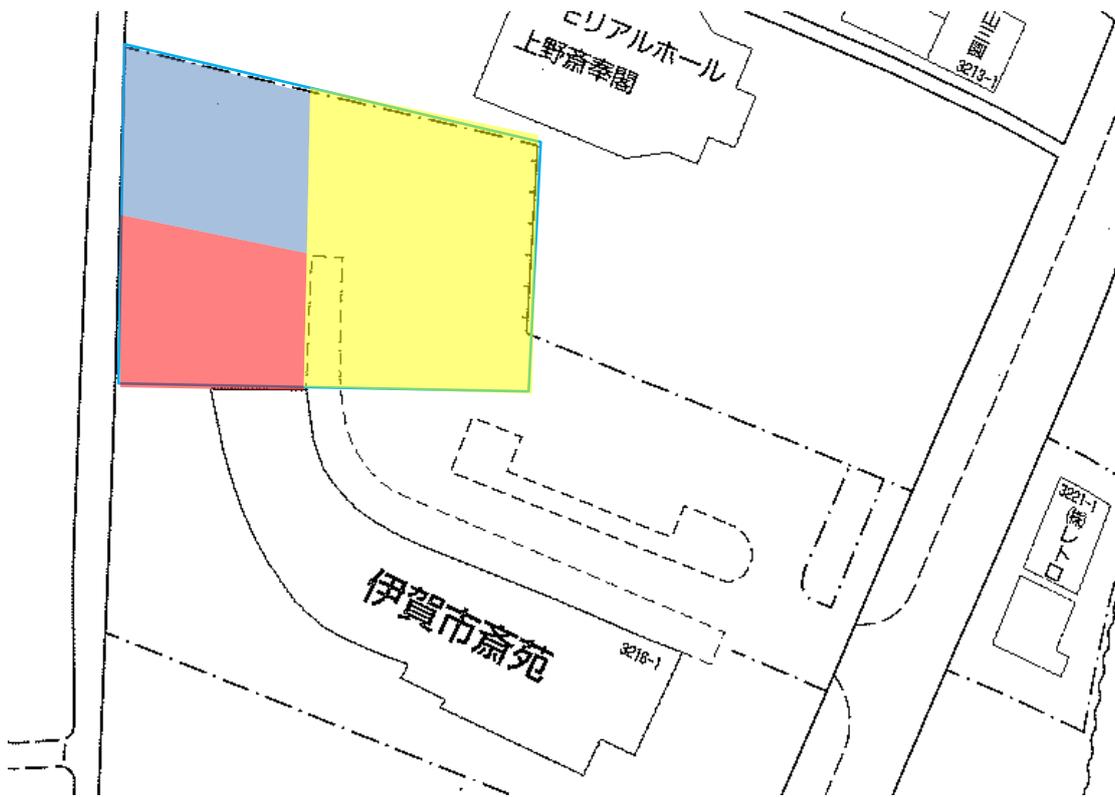
- 調査写真図版及びデジタルデータ
- （2）出土遺物（コンテナによる）

第16条（納入場所）

成果品は、次の場所に納入する。

伊賀市教育委員会事務局文化財課（三重県伊賀市四十九町 3184 番地）

本発掘調査等範囲図 (1 : 1000)



赤	本発掘調査
青	工事立会
黄	慎重工事 (施工可)